

犬山市ごみ集積場環境整備助成事業要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、ごみ集積場に係る美化の推進のための資機材の支給及び整備に要する経費に対する補助金の交付に関し、犬山市補助金等交付規則（昭和56年規則第10号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 町内会 犬山市行政連絡事務等委託規則（昭和55年規則第27号）第3条に定める町内会をいう。
- (2) ごみ集積場 町内会が管理するごみの集積場であって、市がごみ収集を行うものをいう。
- (3) 町会長 町内会の長をいう。
- (4) ごみ集積場の管理者 町内会のクリーンキーパー、班長等であって、町内会においてごみ集積場の管理を担当する者をいう。

（資機材の支給）

第3条 市長は、予算の範囲内において、次の表に掲げる資機材（以下「資機材」という。）を無償で町内会に支給することができる。

資機材の種類	規格	支給できる数量
可燃ごみ用被せ型ネット	大 3 m × 4 m 小 2 m × 3 m	1 町内会 1 年度につき 2 枚以内。ただし、破損による交換の場合は、この限りでない。
啓発用看板（プラスチック製）及び支柱	看板（無地） 看板（不当投棄防止） 支柱大約 1 8 0 cm	市長が必要と認める数量

	支柱小約 1 2 0 cm L 字スタンド	
啓発用看板（紙製） 及びチラシ	A 3、A 4（J I S 規約）	
ごみ集積場の管理者 の着用品	帽子及びベスト	
① 折りたたみ式ごみ 収集容器（以下「収集 容器」という。）大 ② 折りたたみ式ごみ 収集容器小	① 幅約 1 8 0 cm 高さ約 9 0 cm 奥行約 9 0 cm ② 幅約 1 2 0 cm 高さ約 9 0 cm 奥行約 9 0 cm	1 町内会 1 年度に つき 1 基までとす る。（ただし、前回 の支給から 2 年度 が経過しているこ と。）

2 市長は、予算の範囲内において、可燃ごみ用被せ型ネットを無償で町内会の管理に属さないごみの集積場を管理する者に支給することができる。この場合において、資機材の支給に係る手続きは、次条及び第 5 条の規定を準用する。

3 収集容器の支給申請を受けようとする者は、次の各号に掲げる要件を満たさなければならない。

(1) 収集容器を設置しようとする場所において、収集容器が転倒、飛散等しないように固定でき、かつ、収集容器の設置により周囲における通行に支障をきたさないことについて、事前に市の確認を受けていること。

(2) ごみ収集日以外の日、収集容器を折りたたんで収納できる場所を確保すること。

（資機材の支給申請）

第 4 条 町会長は、啓発用看板（紙製）及びチラシ並びにごみ集積場の管理者の着用品の支給を受けようとするときは、口頭で市長に申請するものとする。

2 町会長は、可燃ごみ用被せ型ネット又は啓発用看板（プラスチック製）及び支柱の支給を受けようとするときはごみ集積場資機材支

給申請書（様式第1）を、収集容器の支給を受けようとするときは
ごみ集積場資機材支給申請書（様式第2）を市長に提出しなければならない。

3 前2項の申請は、収集容器の支給を受けようとする場合を除
き、ごみ集積場の管理者が町会長を代理して申請することができる。

4 町会長は、第2項の申請をするときは、市長の求めに応じ、資機
材を使用しようとする場所の概略図、写真等を添付するものとする。
（資機材の支給決定）

第5条 市長は、前条第1項又は第2項の申請があったときは、その
内容を審査し、適当と認めるときは、口頭又は収集容器の支給申請
にあってはごみ集積場資機材支給決定通知書（様式第3）により、当
該申請をした者に通知するとともに資機材を引き渡すものとする。

2 市長は、前項のごみ集積場資機材支給決定通知書に、次に掲げる
条件を付すことができる。

(1) 支給を受けた資機材を町内会の所有物として適正に維持管理す
ること。

(2) 町内会に未加入の者が支給を受けた資機材を利用できる状態に
すること。

（収集容器の設置報告）

第6条 町会長は、前条の規定により支給を受けた収集容器を設置し
たときは、写真（集積場の全景及び当該収集容器が固定して設置さ
れていることが分かるものをいう。）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第7条 市長は、町内会が自主的に行う次の表に掲げるごみ集積場の
整備のための事業（以下「補助事業」という。）に対し、予算の範
囲内において、町内会に対し補助金を交付することができる。

補助事業の種類	対象経費	補助金の額
ごみ集積場整備 （材料等購入費）	ごみ集積場の整備に係る 砕石、コンクリートブロッ	対象経費の4分の3 に相当する額（その額

補助) (以下単 に「材料等購入 費補助」とい う。)	ク、側溝ふた等の材料購入 費及び収集容器の製作に 係る部品等の材料購入費 並びに不法投棄防止に係 る資機材購入費並びにそ れらの購入に係る送料	に100円未満の端 数を生じたときは、こ れを切り捨てた額)。 ただし、1回の申請に 係る対象経費は1,0 00円以上に限るも のとし、1町内会1年 度につき合計30,0 00円を上限とする。
ごみ集積場整備 (工事費又は修 繕費補助)	ごみ集積場(公共施設に設 置されたものを除く。)の 整備に係る収集容器(折り たたみ式でないものを含 む。)、フェンス、囲い等 の工作物の設置並びに舗 装等の工事費及び修繕費。 ただし、用地の取得費及び 賃借料並びに電気及び排 水に係る給排水工事費は、 対象経費としない。	対象経費の2分の1 に相当する額(その額 に100円未満の端 数を生じたときは、こ れを切り捨てた額)。 ただし、対象経費は1 件20,000円以上 に限るものとし、1町 内会1年度につき1 回限り100,000 円を上限とする。
収集容器設置 (備品購入費補 助)	収集容器(第5項第1号か ら第3号までの要件を満 たすごみ集積場に設置す る場合にあっては、折りた たみ式でないものを含 む。)の購入費及びその購 入に係る送料。	対象経費の2分の1 に相当する額(その額 に100円未満の端 数を生じたときは、こ れを切り捨てた額)。 ただし、1町内会1年 度につき1回限り3 0,000円を上限と する。

収 集 容 器 設 置 (修繕費補助)	収集容器（折りたたみ式ごみでないものを含む。）の修繕費及び当該修繕に要する部品代	対象経費の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）。ただし、1回の申請に係る対象経費は3,000円以上に限るものとし、1町内会1年度につき合計20,000円を上限とする。
ごみ集積場用地 賃借	交付を受けようとする日の属する年度に係るごみ集積場として使用する土地の賃借料。ただし、当該支出に係る賃借期間が複数の年度にまたがる場合にあっては、当該賃借料を賃借期間における月数で除した額に、賃借期間における交付を受けようとする日の属する年度に属する月数を乗じて得た金額とする。	対象経費の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）。ただし、1集積場1年度につき6,000円を上限とする。

2 前項の対象経費については、次条の申請の日の属する年度に支出したものに限る。

3 第1項の規定にかかわらず、第3条の規定による収集容器の支給を受ける町内会は、当該支給を受ける年度においては、材料等購入費補助及びごみ集積場用地賃借以外の補助事業に係る補助金の交

付申請をすることができない。

4 第1項の補助金（以下「補助金」という。）の交付を受けようとする者は、行おうとする事業が補助事業に該当することについて、次条の申請を行う前に市の確認を受けなければならない。

5 ごみ集積場整備（工事費又は修繕費補助）に係る補助金の交付を受けようとする者は、当該整備に係るごみ集積場について、次の各号に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 道路（歩道及び側溝を含む。）又は水路上に存せず、その土地の所有者等から10年以上にわたる利用の承諾を得ていること。
- (2) ごみの排出及び収集が容易な構造であること。
- (3) 通常の利用方法及び環境において、少なくとも5年の耐用性があると認められる構造であること。
- (4) 過去に当該補助事業に係る補助金の交付を受けたことがある場合は、当該交付を受けた日から5年を経過していること。

（補助金の交付申請）

第8条 町会長は、補助金の交付申請をしようとするときは、材料等購入費補助及びごみ集積場用地賃借に係る交付申請にあつてはごみ集積場整備（材料等購入費補助）・ごみ集積場用地賃借事業補助金交付申請書兼実績報告書（様式第4）を、その他の補助事業に係る交付申請にあつてはごみ集積場整備（工事費又は修繕費補助）・収集容器設置（備品購入費補助・修繕費補助）補助金交付申請書（様式第5）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業に係る経費の内訳が記載された見積書の写し（材料等購入費補助の交付申請にあつては購入した材料又は資機材（以下「材料等」という。）の内訳が記載された領収書、ごみ集積場用地賃借にあつては土地の賃貸借契約書及び賃借料が記載された領収書）
- (2) ごみ集積場の場所を明らかにする概略図、写真等（材料等購入費補助の交付申請にあつては、購入した材料等の使用前の写真及び当該ごみ集積場で材料等を使用していることが分かる写真）

（補助金の交付決定）

第 9 条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金等交付決定通知書（様式第 6）により、当該申請をした者に通知するものとする。

2 市長は、前項の決定に、町内会に未加入の者が補助事業の対象となるごみ集積場を利用できる状態にすることを条件として付すことができる。

（補助事業の変更及び中止）

第 10 条 前条の交付決定を受けた者は、補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止しようとするときは、あらかじめ市長に補助事業計画変更申請書（様式第 7）を提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請を受けたときは、その内容を審査し、変更を認めるときは、補助事業変更決定通知書（様式第 8）を通知するものとする。

（実績報告）

第 11 条 町会長は、補助事業（材料等購入費補助及びごみ集積場用地賃借を除く。）が完了したときは、完了した日の属する年度の 3 月末日までに、ごみ集積場整備（工事費又は修繕費補助）・収集容器（備品購入費補助・修繕費補助）補助実績報告書（様式第 9）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業に係る経費の内訳が記載された領収書
- (2) ごみ集積場の整備を行ったことを明らかにする写真等

（補助金の額の確定）

第 12 条 市長は、前条の報告書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付確定通知書（様式第 10）により当該報告をした者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第 13 条 町会長は、前条（材料等購入費補助及びごみ集積場用地賃借にあっては、第 9 条第 1 項）の通知を受けたときは、補助金等交

付請求書（様式第 1 1）により補助金の交付を市長に請求するものとする。

（雑則）

第 1 4 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 3 0 年 1 0 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式による用紙で現に残存するものは、当分の間、その改正後の様式とみなして使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、その改正後の様式とみなして使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、その改正後の様式とみなして使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和 8 年 8 月 4 日から施行する。

- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、その改正後の様式とみなして使用することができる。